

肝臓がん検診精密検査医療機関登録基準の見直しについて

鳥取県健康対策協議会肝臓がん対策専門委員会

- 日 時 平成23年 7 月28日（木） 午後 4 時～午後 5 時10分
- 場 所 鳥取県健康会館 鳥取市戎町
- 出席者 26人
岡本健対協会長、川崎対策委員長
安藤・石飛・大口・岡田・岡本欣也・岸・岸本・清水・野坂・松木・松田哲・
松田裕・満田・村脇・吉中各委員
県健康政策課がん・生活習慣病対策室：野川室長、下田副主幹、野口主事
オブザーバー：藤木鳥取市保健師、藤原智頭町保健師、洞ヶ瀬湯梨浜町保健師
健対協事務局：谷口事務局長、岩垣係長、田中主任

【概要】

- ・今回より、肝炎対策協議会と肝臓がん対策専門委員会は同日別開催で行われた。
- ・平成23年度に県が新たに取組む肝炎対策事業としては、肝炎の病態・治療方法・肝炎医療に関する制度等を取りまとめた「肝炎ハンドブック」を作成する予定である。また、県は、肝炎治療に携わる医療従事者や市町村の保健師等を対象に地域肝炎治療コーディネーターの養成を行う国庫補助事業を活用し、研修会を行う予定である。
- ・超音波検査機器のデジタル化等に伴い、「肝臓がん検診精密検査医療機関登録基準」一部改正案が承認され、平成25年 4 月より適用されることとなった。

同で開催してきた。

しかしながら、国が定める肝炎対策事業実施要綱（国庫補助事業）が、平成22年 8 月 5 日付けで改正され、肝炎対策協議会構成員の例示に「肝炎ウイルスの感染者及び肝炎患者並びにそれらの家族又は遺族」が追加された。これを契機として、鳥取県肝炎対策協議会設置要綱も昨年度一部改正され、これに伴い、「肝炎対策協議会」は、平成23年度より肝炎対策の推進に係る検討を主に協議することとし、精度管理を主に協議する「肝臓がん対策専門委員会」と、同日別開催することとなった。

よって本日は、本会議の前に開催された「肝炎対策協議会」で話し合われた事も踏まえながら、議論を進めていきたい。

挨拶（要旨）

〈岡本会長〉

肝臓がん検診は、国の検診制度が始まる前の平成 7 年から全県的にスタートし、当初から県の評価委員会と健対協の肝臓がん対策専門委員会を合

〈川崎対策専門委員長〉

「肝炎対策協議会」での検討報告を受けながら、意見交換をお願いします。

報告事項

1. 肝炎治療特別促進事業について：下田県健康政策課がん・生活習慣病対策室副主幹

平成20年4月より開始した本制度は、平成22年度にB型慢性肝炎への核酸アナログ製剤治療が公費助成の対象となったことにより、B型慢性肝炎患者への受給者証交付数が急増したが、22年度後半には減少傾向を示し、現在は例年並みの交付数で推移している。平成23年6月末時点で、1,056名に対し受給者証を交付した。

平成23年度医療費公費負担予算額は230,121千円で、前年度より約2倍の増額である。

2. 肝炎対策の推進に関する基本的な指針の策定について：下田県健康政策課がん・生活習慣病対策室副主幹

この度、厚生労働省から、肝炎対策基本法第9条第一項の規定に基づき、国、地方公共団体等が取り組むべき事項を定めた「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」を策定した旨の通知があった。この通知で国は、都道府県に対し、都道府県単位で肝炎対策を推進するための計画を策定し、地域の実情に応じて肝炎対策を推進するよう依頼がされたところである。

このことについて肝炎対策の推進に係る検討を行う「鳥取県肝炎対策協議会」で協議した結果、本県としても指針を作ることとなり、来年3月頃開催される次回会議で県が素案を示すこととなった。

また、計画策定については、肝臓がん対策専門委員会の意見も参考とさせて頂きたいので、今後とも協力をお願いしたいとのことであった。

3. 平成23年度新たに取組む肝炎対策事業について：下田県健康政策課がん・生活習慣病対策室副主幹

国は肝炎対策に係る特別要望枠として、平成23年度の新規事業に、肝炎患者等支援手帳の作成・

配布等を含む、「国民の安心を守る肝炎対策強化推進事業」を計画している。

鳥取県は、以下の事業について取組むこととしている。

(1) 肝炎ハンドブックの作成・配布

県は、国が今年度より新設した肝炎患者等に対する肝炎の病態・治療方法・肝炎医療に関する制度等を記載した「肝炎患者支援手帳」の作成・配布することを目的とした補助事業を活用し、「肝炎ハンドブック」と称する冊子を作成する。

なお、市町村が実施する肝炎ウイルス検査で陽性となった者に対しては、既に定期検査の結果（主治医の指示）等について記載する「かんぞうの手帳」が配布が運用され、肝炎を発症した者に対しては、鳥取県肝疾患拠点病院（鳥取大学医学部附属病院）において作成された「肝炎治療パスポート」が今年度より配布運用されており、いずれも定期的に検査結果を記載する形式になっていることから、重複による混乱防止の観点で「肝炎ハンドブック」には検査結果の記載欄は設けないことが確認された。

配布方法については、肝炎ウイルス検査を行う市町村及び関係医療機関を想定していることから、その際は協力をお願いしたいとのことであった。

(2) 肝炎治療に携わる医療従事者等を対象とした研修会の実施

県は、国が本年度より新設した補助事業を活用し、肝炎治療に携わる医療従事者や市町村の保健師、地域医療機関の看護師や民間企業の健康管理担当者等を対象に、検査の受検勧奨方法や要診療者に対する受診勧奨方法、肝炎に関する既存制度の知識習得等、肝炎患者等に対する肝炎治療コーディネーターの養成を目的とした研修会を開催する。研修の内容検討及び実施にあたっては、鳥取県肝疾患拠点病院の村協委員に協力を仰ぎ進めていく予定であることが報告された。

協議事項

1. 肝臓がん検診精密検査医療機関登録基準の見直しについて

前回の会議において、考田委員より超音波検査機器のデジタル化等に伴い、現行の登録基準の見直しを行う必要があるという意見があり、今回、要綱の一部改正案が示された。

主な改正案内容は、機器のデジタル化に伴い、プローブ128素子以上の高密度多素子プローブの項目を削除。また、観察用モニターは9インチ以上としてあるが、9インチのモニターは既に市場にないことから観察用モニターは12インチ以上と改正する（携帯型超音波装置は除く）。ただし、一部携帯型で高機能の装置が出ているため、希望があれば装置を確認し、十分な画像があれば承認するものとする。

協議の結果、改正案が承認され、登録医療機関の次回更新である平成25年4月1日から適用することとなった。よって、健対協は登録医療機関に対し基準の一部改正について周知し、次回更新時までは条件を満たした装置を備えて頂くようお願いすることとなった。

登録基準の一部改正の概要は以下のとおりである。

4次の基準に合う超音波検査機器を有し、かつ超音波検査に習熟した医師が対応できること

- (1) 走査方式は電子コンベックス方式が可能であること。
- (2) 2系統以上の距離計測機能を有していること。
- (3) ポラロイド撮影装置、プリンターマルチフォーマットカメラ、電子媒体のいずれかの画像記録装置を有していること。
- (4) 観察用モニターは、12インチ以上であること。
- (5) 携帯型超音波装置は除く※。

※一部携帯型で高機能の装置が出ているため、希望があれば装置を確認し、十分な画像があれば承認するものとする。

2. 肝臓がん検診従事者講習会及び症例検討会について

平成24年2月18日（土）、中部地区で開催予定。講師については、吉中委員、石飛委員、松田委員らに一任。講演のテーマについては、肝臓がん検診精密検査医療機関登録基準の見直しの協議の中で、エコーの写真がきれいに撮れることが重要であるとの意見を反映し、エコーの撮り方等について講演をして頂くこととなった。